

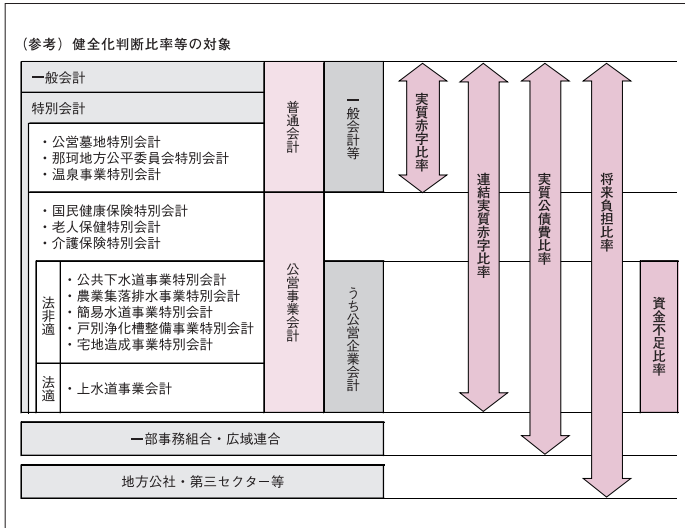
平成19年度

常陸大宮市の

健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から一部施行され、この法律に基づき、地方公共団体は、毎年度実質的な赤字や将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」と公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表することとなりました。また、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化と財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定することが定められています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に役立てるために制定されたものです。



常陸大宮市の平成19年度の健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

いずれの比率についても、国の定める基準である早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準を超える数値はなく、財政状況は健全な状態にあるといえます。

常陸大宮市の健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.83%	20.00%
連結実質赤字比率	—	17.83%	40.00%
実 質 公 債 比 率	14.70%	25.00%	35.00%
将 来 負 担 率	133.10%	350.00%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

なお、実質収支は4.9億円（3.4％）の黒字、連結実質収支は9.0億円（6.3％）の黒字です。

常陸大宮市の会計別資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
上 水 道 事 業 会 計	—	20.00%
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	
戸 別 浄 化 槽 整 備 事 業 特 別 会 計	—	
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

実質赤字比率とは 財政運営の深刻度

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等（一般会計、公営墓地特別会計、那珂地方公平委員会特別会計、温泉事業特別会計）の赤字額を標準財政規模（地方公共団体が標準的に収入しうる市税などの一般財源の規模）と比較したものです。

毎年4月に始まり3月に終わる地方公共団体の歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則となっており、歳入が不足し赤字が生じることは望ましくありません。解消できない赤字は翌年度に繰り越されることになり、翌年度において、その分の歳入の確保または歳出削減ができなければさらに繰り越されることになり、赤字額は累積していくことになります。

連結実質赤字比率とは 地方公共団体全体としての財政運営の深刻度

すべての会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金の不足の程度を把握するため、標準財源規模と比較したものです。

地方公共団体の会計は、地方税を主な財源とし、福祉、教育、まちづくりなどを行う行政サービスを行う一般会計の他に、料金収入等を主な財源として事業を実施している水道や下水道といった公営企業など複数の会計に分かれています。

一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況がいいとは言えません。

例えば、料金収入を財源として独立採算で行っている事業（例：水道や下水道などの公営企業）の赤字額はその事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えることとなります。

実質公債費比率とは 資金繰りの危険度

実質的な公債費を算出し、標準財政規模と比較して指標化した3カ年の平均値です。

一般会計の公債費は、一般会計の義務的な負担になりますが、公営企業等ほかの会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もあります。また、近隣市町村との組合により整備したゴミ処理施設に係る負担金なども一般会計の義務的な負担となります。このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算します。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まります。

将来負担比率とは 将来財政の圧迫度

地方公共団体の一般会計の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある現時点での負担を標準財政規模と比較したものです。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、地方公共団体の長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、また、近隣市町村との組合により整備したゴミ処理施設に係る地方債のうちその団体の負担分などがあります。

土地開発公社の負債や第三セクターの負債のうち地方公共団体がその損失の補償をする契約しているものについても、公社や第三セクターの経営状況によっては、将来負担しなくてはならないこともありえます。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

資金不足比率とは 経営状況の深刻度

公営企業の経営状況を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較したものです。

この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますので、公営企業として経営に問題があることになります。